



T A B U S E

広報たぶせ

Public Relations No.1005



笑顔と元気あふれる住みよいまち 田布施

2020

新型コロナウイルス感染症地域支援対策（町独自事業）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、町民や事業者の皆さまに5月14日現在、下記の独自支援策を実施しています。詳細はお問い合わせください。

1. ひとり親世帯への臨時特別給付金

児童扶養手当の受給者に、支給対象児童1人につき3万円を支給【5月支給済み】

2. 子育て世帯臨時応援金

国の子育て世帯への臨時特別給付金事業に準じ、対象児童1人につき1万円を上乗せ支給【5月支給済み（公務員支給分は別途）】

3. 児童クラブお弁当サポート支援事業

臨時休業や長期学校休業時に、児童クラブで弁当を希望する子どもに1食あたり600円相当（自己負担250円）の弁当を配食



4. 一ふるさと たぶせ便一

がんばる学生応援事業

町内に実家があり、5月1日時点で特定警戒都道府県に住む学生に、町内産のお米5kgや町特産品などを無償で提供（先着100人）



5. 介護サービス継続支援事業

高齢者の介護サービス事業を運営する町内の介護事業所に対し、1事業者につき10万円を支給

6. 児童及び障がい福祉施設継続支援事業

障がい者（児）・児童福祉事業を運営する町内の福祉施設に対し、1事業者につき10万円を支給

7. 小売り・飲食・サービス業等への経営支援事業

2月～5月までのいずれかの月で町内店舗の売上高が、前年同月比で20%以上減少した事業者に対し、20万円を助成し、さらに、店舗を賃借している場合は5万円を加算（要件あり）

8. 飲食店等応援チケット発行支援事業

町内飲食店で使えるプレミアム付商品券と、小売店などで使えるプレミアム付お買い物券（4,000円に1,000円上乗せ）を各1,000冊発行

9. 学校給食無償化事業（1学期分）

子育て世帯の経済的な負担軽減対策として、小学校および中学校の給食費を支援（4月～8月分）

10. 感染症対策事業

避難勧告などが発令された際、避難された要配慮者（妊婦、基礎疾患のある人など）への感染を防止するために避難所の整備など

11. 学校臨時休業対策費補助事業

小・中学校の臨時休業に伴い影響が生じた、牛乳およびパンなどの納入業者を支援

12. 奨学金の特例（申請期間の延長および審査基準の弾力運用）

本人または保護者の収入が減少した学生へ、奨学金制度を弾力的に運用した支援

■問合せ先

◇施策番号3・6 町民福祉課 ☎ 52-5810

◇施策番号4・7・8 経済課 ☎ 52-5805

（施策番号7の受付は田布施町商工会 ☎ 52-2983）

◇施策番号5 健康保険課 ☎ 52-5809

◇施策番号9・11・12 学校教育課 ☎ 52-5812

◇施策番号10 総務課 ☎ 52-5802

『田布施町新型コロナ助け合い寄附金』にご協力をお願いします

ふるさと寄附金で、新型コロナウイルス感染症に対する取組を応援していただくものです。皆さんからのご寄附を受け付け、町民生活や事業者などへの支援、感染症拡大防止対策に活用します。

このご寄附に対して、返礼品はありませんが、ご親戚やお知り合いの人に呼びかけていただくと幸いです。詳細は、お問い合わせください。

■支援の内容

- ◇事業者などへの支援 町内事業者への支援、収束後を見据えた町内経済の活性化
- ◇町民生活への支援 高齢者や子どもなどへの支援、まちを元気にする取組
- ◇感染症対策への支援 福祉施設、学校などへのマスクや消毒液など衛生用品の配備

■申込方法

◇専用サイト『ふるさとチョイス』

『ふるさとチョイス』（下のQRコード）より『お礼の品不要の寄附』を選択の上、寄附額を入力し『新型コロナウイルス感染症対策』を選択してください。

※専用サイトからの寄附による寄附額は2,000円以上からです。



◇専用申込書

必要事項を記入の上、企画財政課（2階⑩窓口）または各公民館などへ提出するか、郵送、FAX・メールで申し込む。

※申込書は企画財政課窓口もしくは各公民館に備えています。

※ご希望の金額で寄附できます。納付書などを送付しますので、金融機関などでご入金ください。

■申込み・問合せ先

〒742-1592

山口県熊毛郡田布施町大字下田布施 3440 番地 1
企画財政課企画係

☎ 0820-52-5803 FAX 0820-53-0140

E-mail kikaku@town.tabuse.yamaguchi.jp

—ふるさとたぶせ便—がんばる学生を応援したい！

ふるさと納税を活用した

『クラウドファンディング』を実施

『ふるさと納税型クラウドファンディング』とは、自治体のプロジェクトに共感した人から、ふるさと納税専用サイトの『ふるさとチョイス』によって寄附を募る仕組みです。

町出身の学生を応援するために、町内産のお米をはじめとする町内産品などを詰め合わせた『ふるさとたぶせ便』を届けます。

◇内容

—ふるさとたぶせ便—がんばる学生応援事業

◇目標金額 100万円

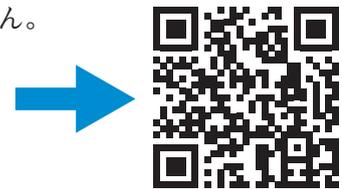
◇寄附方法 『ふるさとチョイス』のガバメントクラウドファンディングのページ（QRコード）にて申し込む。

◇募集期間 6月8日～90日間の予定

※寄附金の税額控除が受けられます。

※返礼品はありません。

クラウドファンディングのQRコード



納税が困難な人へ徴収猶予の特例制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少し町税の納付が困難な人は、徴収の猶予が認められる場合があります。

◇対象者

次の全てを満たす人

- ・2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している
- ・一時に納税を行うことが困難である

◇対象となる税

令和2年2月1日～令和3年1月31日に納期限が到来する町税

担保の提供・延滞金は不要

◇猶予期間 納期限から1年以内の期間

◇申請期限 6月30日または納期限のいずれか遅い日まで

◇申請方法

税務課（1階⑧窓口）に備え付け、または町ホームページに掲載している申請書に必要な事項を記入の上、提出する

◇問合せ先 税務課収納対策室

☎ 52-5804

新型コロナウイルスの感染が疑われる場合の相談する目安が変わりました

新型コロナウイルスの感染が疑われる場合の相談の目安が変わりました。

下表の目安を参考に、新型コロナウイルスの感染が疑われる症状があるときは、医療機関を受診する前に、必ず相談窓口にご電話ください。

これまでの目安	新たな目安
<ul style="list-style-type: none"> ・風邪症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く。 (高齢者や基礎疾患がある人などは 2 日程度続く場合) ・強いだるさや息苦しさがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)、高熱などの強い症状がある。 ・発熱や咳など、比較的軽い風邪の症状が続く。 (4 日以上続く場合は必ず相談を) ・高齢者や基礎疾患のある人などで比較的軽い風邪の症状がある。

◇相談窓口

①山口県柳井健康福祉センター(柳井保健所) ☎ 22-3631

②山口県健康増進課 ☎ 083-933-3502

◇受付時間 午前9時～午後5時

※緊急の場合は、時間外も相談を受け付けます。必要に応じて受診医療機関を紹介します。山口県健康増進課は土日・祝日も対応します。

『新しい生活様式』を実践してみよう ～人との接触を減らすポイント～

町民の誰もが新型コロナウイルスに感染するリスクがあります。新型コロナウイルス感染症からあなたと身近な人を守るよう、『新しい生活様式』を取り入れ、日常生活を見直してみましよう。

※下記の他にも『新しい生活様式』の実践例が掲載されています。QRコードを読み取って、厚生労働省のホームページをご覧ください。



<p>1 人との間隔はできる限り 2m 空ける</p>	<p>2 混んでいる時間帯を避ける</p>	<p>3 もしものため、行動履歴をメモする</p>
<p>4 手洗い・消毒・換気をこまめに。外出時はマスクの着用も</p>	<p>5 『3密』を避ける(密集・密接・密閉)</p>	<p>6 お店は 1 人もしくは少人数ですいている時間に</p>
<p>7 多人数での会食は避ける</p>	<p>8 食事の際は大皿は避けて、料理は個々に取り分けを</p>	<p>9 ジョギングは少人数で行う</p>

避難時の新型コロナウイルス感染症対策

問総務課 総務係 ☎ 52-5802

6月～10月にかけて雨や台風が多くなる季節を迎えます。自然災害から自らの命を守るためには、早めに避難しなければなりません。

しかし、今年は、新型コロナウイルス感染症対策が求められています。そこで、町民の皆さまには、以下の点に気を付け、早めの避難をお願いします。

■避難する前に

◇避難所情報の収集

避難所の『密』を避けるため、各避難所における人数を制限します。このため、1次避難所（各公民館など）だけでなく、必要に応じて2次避難所（農工高校やスポーツセンター）も早めに開設する場合があります。テレビのデータ放送（dボタン）や『たぶせメール』、防災行政無線などによりお知らせしますので、確認をお願いします。

◇親戚や友人の家などへの避難の検討

避難とは、『難』を『避』けることです。避難所の『密』を避けるため、町の指定した避難所のみならず、集会所、親戚や友人の家などの安全が確認されたときは、そちらに避難しましょう。また、自宅に安全な場所があれば在宅避難も検討してください。そのため、日ごろからハザードマップや現地を見て安全な場所を確認しましょう。

◇自身の健康状態の把握

避難する前に、検温するとともに、避難所受付時に健康状態をお聞きしますので、ご協力をお願いします。避難後も定期的に検温してください。

■避難所で注意すること

◇マスク着用、手洗いなど基本的な事項の徹底

避難所においてもマスクを着用するとともに、こまめに手洗いするなど、必ず実施してください。



◇避難所の衛生環境の確保

避難所の衛生環境を整えるため、定期的な清掃にご協力をお願いします。

◇十分な換気、スペースの確保

避難所の『密』を避けるため、定期的（1時間に10分）換気を実施し、密接した会話は避け、人と十分な距離（ソーシャルディスタンス）を確保してください。また、駐車場で、車中泊を希望する人は、受付時に申し出てください。

■新型コロナウイルス感染症が疑われる症状などがあつたときは

◇発熱、咳などの症状が出た場合

発熱、咳などの症状が出た場合は、速

やかに避難所の町職員まで申し出てください。

◇新型コロナウイルス感染症が疑われる場合

別の場所に移動していただきますので、ご協力をお願いします。

◇新型コロナウイルスに感染し軽症のため、自宅療養するよう指示された人が避難する場合

事前に、柳井保健所とご相談ください。

◇濃厚接触者として指定された人が避難する場合

柳井保健所から、濃厚接触者として指定された町民の皆さまについては、避難する前に総務課まで、ご連絡をお願いします。また、避難所においても受付時に濃厚接触者であることを、町職員に自己申告してください。

■避難する際に、携行するもの

マスク、消毒液、体温計、ウェットティッシュ、タオル、スリッパ、歯ブラシ、非常食、筆記用具

特別定額給付金（10万円給付金）について

特別定額給付金（10万円給付金）の申請書は、5月中旬に各世帯の世帯主に宛てて発送しています。申請期限までに申請手続きを行ってください。なお、申請手続きに関する問い合わせ先は下記のとおりとなります。

申請期限

8月17日（月）
（当日消印有効）

問合せ先

特別定額給付金臨時窓口
（西田布施公民館内）
☎ 25-1033

■特別定額給付金に関する詐欺にご注意ください！

- ・暗証番号、口座番号、通帳、キャッシュカード、マイナンバーなどは他人に教えない、渡さないようにしましょう。
- ・町や総務省が現金自動預払機（ATM）の操作をお願いする、受給にあたり手数料の振り込みを求める、メールでURLをクリックして申請手続きを求めることは絶対にありません。



◇相談先

- ・新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン ☎ 0120-213-188
- ・消費者ホットライン ☎ 188（局番なしの3桁）
- ・柳井警察署 ☎ 23-0110
- ・警察相談専用電話 ☎ #9110



マイナンバー

通知カードの取り扱いが変更になりました

法律の改正により、5月25日に通知カードが廃止となりました。今後は住所や氏名に変更があった場合でも通知カードに新しい住所や氏名を記載すること、また紛失した場合などの再発行の申請はできません。



次については取り扱いが変わりません。これまでと同様に、マイナンバーを確認するための書類として使用することができます。

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバー入りの住民票
- ・氏名、住所などの記載事項に変更がない、または正しく変更手続きがとられている通知カード

出生などにより初めてマイナンバーが付番される人には、通知カードに代わって『個人番号通知書』が交付されます。

※『個人番号通知書』は通知カードと異なり、マイナンバーを証明する証明書として使用することができません。ご注意ください。

◇問合せ先 町民福祉課住民係
☎ 52-5811

財政状況報告

田布施町の財政状況を理解していただくため、年2回その内容をお知らせしています。今回は令和元年度下半期（令和2年3月31日現在）の一般会計・特別会計予算の収支、財産、負債などの状況をお知らせします。

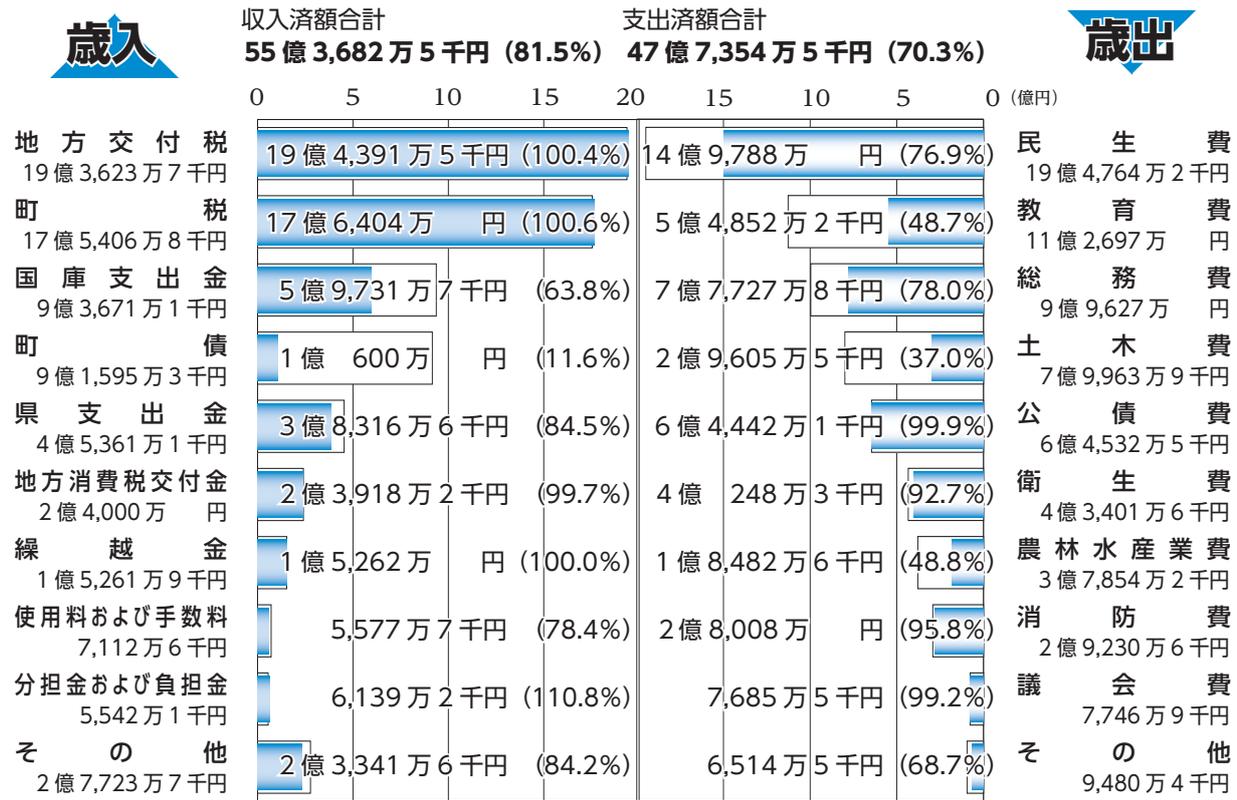
3月末現在の予算額は、前年度繰越額および補正予算額により、一般会計が67億9,298万3千円、特別会計が48億5,824万9千円となっています。

一般会計予算の執行状況

予算額 **67億9,298万3千円**

※端数処理のため、合計額が合わない場合があります。

グラフの
見方 予算額 — 収入(支出) 済額
()内は執行率



特別会計予算の執行状況

※端数処理のため、合計額が合わない場合があります。

会計区分	予算額 (A)	収入済額 (B)	執行率 (B/A)	支出済額 (C)	執行率 (C/A)
国民健康保険	19億811万7千円	17億3,938万7千円	91.2%	17億7,656万8千円	93.1%
下水道事業	9億8,628万9千円	4億2,012万7千円	42.6%	8億7,935万9千円	89.2%
介護保険	16億7,065万6千円	14億5,170万1千円	86.9%	14億8,966万8千円	89.2%
後期高齢者医療	2億9,318万7千円	2億7,366万9千円	93.3%	2億6,001万2千円	88.7%
合計	48億5,824万9千円	38億8,488万4千円	80.0%	44億560万8千円	90.7%

町債の状況 (借入金残額)

会計区分	現在高
一般会計	50億7,251万円
下水道事業特別会計	46億5,520万円
合計	97億2,771万円

町有財産の状況

区分	面積	区分	金額
土地	481,339㎡	車両	54台
建物	65,117㎡	出資金等	19億9,024万円
山林	3,640,934㎡	基金	17億3,970万円

【 国民健康保険税について 】

国民健康保険は世帯単位で加入し、世帯主が納税義務者になります。世帯主が加入者でない場合でも世帯に加入者がいる場合、納税義務者は世帯主になります。

国民健康保険税には、医療保険分・後期高齢者医療支援分・介護保険分があり（介護保険分は40歳～64歳の被保険者が対象）、それぞれに被保険者などの所得に応じた所得割、世帯の被保険者数に応じた均等割、世帯毎の平等割があり、これらを合計して税額を算出します。

■令和2年度 国民健康保険税の税率および計算方法

内訳	計算方法	税率など		
		医療保険分	後期高齢者医療支援分	介護保険分
所得割額	(令和元年中の総所得金額等－基礎控除33万円)×税率	7.6%	2.1%	2.3%
均等割額	被保険者1人あたり	24,000円	7,000円	15,000円
平等割額	1世帯あたり	24,000円	7,000円	
保険税年額	所得割＋均等割＋平等割 (ただし、賦課限度額まで)	賦課限度額 63万円	賦課限度額 19万円	賦課限度額 17万円

※令和2年度は医療保険分の賦課限度額が63万円、介護保険分の賦課限度額が17万円に改定されました。

◇40歳、65歳、75歳になる人へ

- ・介護保険分は、40歳から65歳到達月までで算定しています。65歳到達後は介護保険制度から通知します。年度途中の40歳到達者は到達後に算定し通知します。
- ・年度途中で75歳になる人は、あらかじめ75歳到達までで算定しています。75歳到達後は後期高齢者医療制度から通知します。

■国民健康保険税の軽減・減免について

◇均等割額・平等割額の軽減制度（申請不要）

世帯主および被保険者の前年所得が一定の基準以下の場合、均等割額・平等割額の軽減制度があり、条件により2割・5割・7割の軽減割合となります。

◇後期高齢者医療制度に伴う経過措置（申請不要）

保険料の軽減世帯で、被保険者が後期高齢者医療制度に移行する世帯で、世帯構成や収入が変わらない場合は、これまでと同様の軽減を受けることができます。

また、後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人になる場合、5年間は平等割額が2分の1となります。その後、世帯の状況に変更がない場合、3年間は平等割額が4分の3となります。

◇被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する場合（申請が必要）

被用者保険から後期高齢者医療制度に移行す

る人の被扶養者で65歳～74歳の方が新たに国民健康保険に加入する場合は、申請による減免措置があります。

令和2年度以降、均等割額と平等割額は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り減免を行うことになりました。これは令和2年度以前に資格を取得した旧被扶養者にも適用されます。なお、所得割額はこれまでどおり免除されません。

◇非自発的失業者の軽減（申請が必要）

倒産や解雇などにより国民健康保険に加入した人で一定の条件を満たす場合は、申請により国民健康保険税の軽減措置が適用されます。

健康保険課の窓口で申請を受け付けますので、印鑑、雇用保険受給資格者証を持参してください。

なお、国民健康保険の加入と併せて行う場合は、健康保険資格喪失証明書が必要となります。

【 後期高齢者医療保険料が改定されました 】

後期高齢者医療保険料は、制度を運営する山口県後期高齢者医療広域連合が2年ごとに保険料の見直しを行っています。

令和2年度からは、次のとおりに改定されます。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◇保険料率の変更について（令和2年度・3年度）

	変更前		変更後
均等割額	52,444 円	➡	53,847 円
所得割率	10.28%	➡	10.48%
保険料賦課限度額	62 万円	➡	64 万円

◇均等割額軽減特例措置の見直しについて

- ・年間所得33万円以下の人で世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下などの要件を満たす場合、法令上は7割軽減とされています。これまで特例的に8割軽減とされていましたが、令和2度は7割軽減に見直されます。
- ・被用者保険の被扶養者は、保険料の負担を減らすため、所得割額の負担はなく、均等割額が5割軽減されます。なお、軽減は資格取得後2年を経過する月までの間に限られます。

※各軽減措置などの詳細は、健康保険課賦課徴収係にお問い合わせください。

国民年金保険料の免除申請を

7月1日から受け付けます

国民年金には経済的な理由

などで保険料を納めることが困難な場合に、本人・配偶者・世帯主の前年所得に応じて、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

令和2年度（令和2年7月分～令和3年6月分）の免除や猶予を希望する人は、健康保険課（1階⑥窓口）または徳山年金事務所で7月1日から申請ができます。ただし、令和2年6月まで全額免除、納付猶予の承認を受けていた人で、申請時に継続審査を希望した人は改めて申請をする必要はありません。

なお、保険料の納付猶予になった期間は、年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。10年以内であれば免除・猶予された保険料を後から納めること（追納）ができ、受給額を

増やすことができます。

また、申請月から2年1か月以内に未納の期間があれば、遡って免除・猶予の申請ができます。過去の申請は、随時、受け付けていますので、保険料を未納のまま放置せず、早めに手続きをしてください。

なお新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が相当程度まで減少した場合には、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、保険料の免除や学生納付特例の申請が可能となりました。

詳細はお問い合わせください。

◇問合せ先

- ・日本年金機構徳山年金事務所
0834・31・2152
- ・健康保険課保険年金係
☎52・5809

【 介護保険料について 】

65歳以上の人の介護保険料の額は、町で必要となる介護保険給付額から算出した基準額をもとに、その人の前年の所得内容と世帯の課税状況に応じて決定します。

令和2年度は、基準額に変更はありませんが、第1～3段階の保険料が変わります。介護保険料は、介護が必要な高齢者とその家族を社会全体で支えていくための大切な財源です。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

■令和2年度所得段階別の介護保険料

(基準額 70,400円)

課税状況		所得段階	対象者	保険料年額 (基準額×比率)
本人	世帯			
住民税非課税	全員が住民税非課税	第1段階	生活保護、老齢福祉年金を受給している	21,120円 (基準額×0.3)
			公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が80万円以下	
		第2段階	公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が80万円を超え120万円以下	35,200円 (基準額×0.5)
	第3段階	公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が120万円を超える	49,280円 (基準額×0.7)	
	課税者あり	第4段階	公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が80万円以下	63,360円 (基準額×0.9)
第5段階		公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が80万円を超える	70,400円 (基準額)	
住民税課税	第6段階	合計所得金額が120万円未満	84,480円 (基準額×1.2)	
	第7段階	合計所得金額が120万円以上200万円未満	91,520円 (基準額×1.3)	
	第8段階	合計所得金額が200万円以上300万円未満	105,600円 (基準額×1.5)	
	第9段階	合計所得金額が300万円以上	119,680円 (基準額×1.7)	

◇低所得者（第1～3段階）の第1号保険料軽減強化について

低所得者の保険料は、消費税の引き上げに伴い軽減を強化します。

※第4～9段階は令和元年度と変わりません。

【 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付について 】

新型コロナウイルスの影響や災害など特別な事情により保険税(料)を納めることが困難な場合は、徴収の猶予または減免が適用されることがあります。詳細は、健康保険課賦課徴収係にお問い合わせください。

令和2年度の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納税(納付)通知書を、7月中旬に納税(納付)義務者に送付します。保険税や保険料の支払い方法は次のとおりです。

◇納付書または口座振替でお支払いの場合

年額を8回(7月～翌年2月まで毎月)に分けて納付書または口座振替で納付

◇年金から天引きでお支払いの場合

年金の支給額から事前に差し引き納付

◇条件により納付書または口座振替と年金から天引きの併用となる場合

(例1) 納付書または口座振替により7月・8月・9月分を納付し、残りの額を10月・12月・翌年2月に年金からの天引きで納付

(例2) 年金から天引きにより4月・6月・8月分を納付し、残りの額を6回(9月～翌年2月まで毎月)に分けて納付書または口座振替で納付

※国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の納付方法の変更を希望する人は、保険税(料)を滞納なく納付していることなど一定の条件に該当する場合に限り、申請により年金天引きから口座振替に変更することができます。申請は、健康保険課賦課徴収係で行ってください(7月31日までに手続きをした場合は、9月30日分から口座振替を開始し、10月以降の年金天引きを中止することが可能です)。

※所得税などの社会保険料控除は口座振替により支払った人に適用されます。

※介護保険料は、介護保険法で納付方法が定められているため変更することができません。

介護保険のお知らせ

健康保険課 長寿支援係 ☎52-5809

【 介護保険サービスについて 】

◇介護保険負担割合証の更新について

現在、お使いの介護保険負担割合証の有効期限は7月31日です。8月以降に使用する『介護保険負担割合証』を7月中に送付しますので、介護サービスを利用する際は、『介護保険被保険者証』と一緒に『介護保険負担割合証』をサービス提供事業者に提示してください。

◇特定入所者介護(予防)サービス費【負担限度額認定】について

介護保険施設などを利用する際に、市町村民税が非課税世帯など一定の要件に該当する場合は、申請により食費や居住費の負担軽減を受けることができます。詳しい要件などについては、長寿支援係にお問い合わせください。

現在、負担限度額認定を受けている人(有効期限は7月31日)には、更新案内を送付しますので、引き続き負担限度額認定が必要な場合は更新の手続きを行ってください。

特定健康診査のご案内 (国民健康保険の人)

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査を実施します。

メタボリックシンドロームは、糖尿病、脳卒中、心臓病といった生活習慣病との関わりが深く、早期発見や予防が重要とされています。

今年度は新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を受け、受診券の発送を控えていたところですが、宣言解除に伴い、例年より遅れて5月下旬より受診券を発送しています。特定健康診査は、自覚症状が現れにくい生活習慣病の発見や健康チェックになるほか、毎年受診することでご自身の健康管理に役立ちますのでぜひご利用ください。

今まで受診をされたことがない人は、これを機会にぜひ受診してみてください。

特定健康診査

◇対象者

田布施町国民健康保険の加入者で40歳～74歳の人(対象者には6月上旬に『特定健康診査受診券』と『質問票』を送付しています。)

※町が実施する『外来人間ドック助成事業』を利用する場合は、特定健康診査を受診することはできません。

※被用者保険(全国健康保険協会管掌健康保険、健康保険組合、共済組合など)の加入者およびその被扶養者は、加入されている保険者から健診方法などについて通知される予定です。

※生活保護の受給者で受診を希望する場合は、保健センター(☎52・4999)までご連絡ください。

◇受診料 無料

◇受診方法

令和3年1月末までに、郡内の実施医療機関で受診してください。受診の際は、『特定健康診査受診券(もえぎ色)』、『質問票』、『国民健康保険被保険者証』を必ず医療機関の窓口提示し

てください。

※休診日にご注意ください。
※医療機関によっては、予約が必要となりますので、事前にご確認ください。

◇受診結果

受診された月の約2か月後に個別に通知します。

特定保健指導

特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要と判定された人を対象に、無料で保健師、管理栄養士がアドバイスをを行い、生活習慣を見直すサポートをします。

※対象者には個別に通知をします。

健康診査のご案内

(後期高齢者医療の人)

後期高齢者医療に加入している人を対象とする、山口県後期高齢者医療広域連合が実施する『健康診査』は6月上旬に『受診券(黄色)』を送付予定です。
『歯科健康診査』は、開始時期が未定となっています。時期が確定次第、改めてお知らせします。

高齢者などの支援サービス ～運転免許証自主返納支援事業～

運転免許証を自主返納された高齢者を支援するため、買い物送迎サービスの回数券 10 枚つづりを支給します。

◇対象者

町内に住所を有し、運転免許証を6か月以内に自主返納された65歳以上の人

◇申請に必要なもの

- ・運転免許証自主返納支援申請書
※健康保険課長寿支援係に備え付けてあります。
- ・警察署で交付される『申請による運転免許証の取消通知』の写しまたは『運転経歴証明書』の写し

※申請後、田布施町社会福祉協議会の職員が『運転免許証自主返納支援決定通知書』と買い物送迎サービス回数券をご自宅にお届けします。

◇運転免許自主返納支援事業に関する問合せ先
健康保険課長寿支援係 ☎52-5809

◇買い物送迎サービスとは
高齢者の人が気楽に買い物などができるよう、乗り合いワゴン車で自宅から高齢者いきいき館や田布施駅などへの送迎を行います。

◇買い物送迎サービスに関する問合せ先
田布施町社会福祉協議会 ☎53-1103

青少年健全育成町民会議

および

防犯パトロール隊 について

問田布施町青少年健全育成町民会議事務局
(社会教育課内) ☎ 52-5813

田布施防犯パトロール隊事務局
(総務課内) ☎ 52-5802

次代を担う青少年が大きな夢と豊かな心を持ち、たくましく成長することは、町民すべての願いです。青少年を健全に育成するには、家庭・地域・学校など、あらゆる人々による、町民が一体となる運動が不可欠です。

青少年健全育成町民会議では、地域補導委員会によるパトロール活動、子育て講座の開催、『町民会議だより』の発行などを行っています。

防犯パトロール隊では、町民の安全な生活を守るため、町内パトロールなどを実施しています。

会費のお願い

『青少年健全育成町民会議』と『防犯パトロール隊』の活動は、町民の皆さまの支援によって行われています。これらの重要性を理解いただき、活動のための会費に、ご協力をお願いします。

会費 一□ 300円

内訳：町民会議 一□ 200円
防犯パトロール隊 一□ 100円

※一世帯で複数人が入会することも、一人で複数口入会することも可能です。

※各地域の補導委員などが地域の実情に応じた方法で集金します。

令和2年度 主な実施事業・事業予定

【青少年健全育成町民会議】

月 日	行 事
7月～11月	補導委員夜間パトロール (各地域)
8月 1日 (土)	町民会議体験活動『カヌーに乗って遊ぼう!』
8月21日 (金)	補導委員夜間パトロール (全体)
10月～3月	たくましい田布施っ子育て事業 (就学児子育て講座・思春期子育て講座)
11月下旬	青少年健全育成作文集発行
1月～3月	小学6年生と地域補導委員などのふれあい会

【防犯パトロール隊】

月 日	行 事
4月10日～20日	田布施町防犯パトロール隊総会 (書面協議)
7月1日 (水)	『国民安全の日』一斉パトロール
7月1日～20日	公園・遊園地の点検
12月下旬	歳末一斉パトロール
未定	田布施駅前駐輪場放置自転車の整理

あなたの家は地震に強い家ですか？

～木造住宅の耐震診断と改修費用補助～

熊本地震による犠牲者の多くは、耐震基準が厳しくなる昭和56年5月31日以前に建てられた家屋の倒壊が原因とされています。

町では、地震に対する木造住宅の安全性の向上を図るため、無料で『耐震診断』を実施し、『耐震改修』に係る費用の一部を補助します。

■対象建物 (次の全てを満たすこと)

- ・昭和56年5月31日以前に着工された町内にあ
る3階建て以下の一戸建て木造住宅
(店舗などの用途を兼ねるものは、店舗などに
使用する部分の床面積が延床面積の2分の1未
満のもの)
- ・在来軸組工法、桝組壁工法、伝統工法のい
ずれかで建築されていること

■内容

◇無料耐震診断

耐震診断員を派遣し、無料で耐震診断を実施

◇耐震改修補助

耐震診断の結果、倒壊の危険性があり、改修により評点を1.0以上に向上させる改修工事の費用の一部を補助

■補助金額 改修経費の80% (限度額100万円)

■申込期限 11月30日(月)

■その他

- ・予算の範囲内での受け付けとなります。

■申込み・問合せ先 建設課土木管理係

☎ 52-5807



フレイル(心身の活力低下)を予防しよう！ ～外出を控えている皆さんへ～

問保健センター ☎52-4999

新型コロナウイルスの感染症が流行しています。感染症が重症化しやすい高齢者や糖尿病、心臓病などの基礎疾患をお持ちの方は、できる限り外出を控えましょう。

しかし、家にこもって動かないでいると、身体や頭の動きが低下し、フレイルが進んでいきます。フレイルが進むと、体の抵抗力や回復力が低下してしまいます。

◇フレイル(心身の活力低下)を予防するには

①体を動かそう！

- ・家をかたづけたり、用事を作りこまめに動く。
- ・ラジオ体操やストレッチのなど家の中でもできる運動をしよう。
- ・時には気分転換に外に出て散歩しよう。

②食べ過ぎに注意し、バランスの良い食事を！

- ・しっかり噛んで食べましょう。
- ・ながら食べをしないように。

③口を清潔に保ちましょう！

毎食後、寝る前に歯を磨きましょう。

④家族や友人との支え合いを！

買い物や生活の支援など、困ったときの支え合いが大切です。

家にいる時間を上手に使ってフレイルを予防し、抵抗力を下げないようにしましょう。

「やまぐち健幸アプリ」を使って 健康づくりに取り組もう！

山口県が配信している無料アプリ『やまぐち健幸アプリ』は、歩数や健診(検診)の受診などを記録してポイントをためることが出来ます。

一定のポイントがたまると、『特典カード』が表示され、県内の協力店で利用できます。
※『たぶせ健康マイレージ』と『健幸アプリ』の特典を重複して受けることはできません。

■アプリダウンロードQRコード



- #### 作り方
- ①アボカドは縦にぐるっと切り目を入れ、上下にずらすようにして2つに割る。種は包丁の付け根をさしてねじるようにとる。スプーンで皮から果肉をすくいとり、縦6等分に切る。
 - ②人参は皮をむきアボカドに合わせて縦長に6等分に切って茹でる。
 - ③まな板の上に豚肉を6等分に広げ、塩、こしょうをふる。アボカドと人参をそれぞれのせて巻く。
 - ④フライパンにオリーブ油を熱し、③の巻き終わりを下にして並べる。こんがり焼き色がついたら上下を返して焼く。
 - ⑤④を半分に切って器に盛り付け、サニーレタスとくし型に切ったレモンを添える。

豚もも薄切り肉	240g
アボカド	1個
人参	50g
塩	小さじ1/4
こしょう	少々
オリーブ油	小さじ2
サニーレタス	30g
レモン	1/2個

材料(4人分)

栄養価が高く、すっきりお馴染みになったアボカドは、生で食べる人が多いですが、肉巻きにして焼くとまたひと味違って新鮮です。実はやや硬めのものを選びましょう。

人参とアボカドの豚巻き

食生活改善推進協議会



いただきます

1人分の栄養価

エネルギー…171kcal
たんぱく質…13.9g 脂質…11.3g
カルシウム…15mg 塩分…0.5g

4/21 創意工夫功労者賞を受賞

好村紀文さん(神和工業株式会社)が令和2年度文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞を受賞され、町長報告に訪れました。この賞は、現場技術者や作業者の創意工夫による生産性や安全性、環境配慮などの改善を、日本の産業基盤を支える取組として、文部科学大臣が表彰するものです。

自走式板材端部コーナー塗装前R加工装置の改善によって、自走による加工ができ、コストの低減、品質の向上に大きく寄与しました。



5/21 長年の功労をたたえて

木村百合子さん(波野団地南)が民生委員・児童委員に対する厚生労働大臣特別表彰を受賞されました。木村さんは、平成16年12月～令和元年11月末の15年間、民生委員・児童委員を務められました。

この表彰は、社会奉仕の精神をもって、保護指導にあたり、地域社会の福祉の増進につとめた民生委員・児童委員に対して、厚生労働大臣より特別表彰を行うものです。



まちのできごと

Tabuse
Town News



5/21 令和2年度春の叙勲・瑞宝単光章を受章

元田布施町消防団の吉永昌朝さん(上ゲ自治会)が瑞宝単光章を受章されました。

吉永さんは昭和52年1月に田布施町消防団に入団以来、40年9か月間消防業務に精励してこられました。

平成23年4月からは、第2分団長として6年5か月にわたり、消防器材や消防水利の維持管理、団員の教育訓練に尽力されたことで今回の受章となりました。



5/7 子どもたちへ手作りマスク寄贈

田布施町社会福祉協議会から手作りマスク700枚が寄贈されました。

新型コロナウイルス感染予防に少しでも役立ててほしいとの思いから有志が集まり、約2週間かけて製作されました。材料の入手が困難な中、ひも部分を水きりネットのゴムで代用するなどの工夫が凝らされています。

小学校の登校日に合わせ、町内4つの小学校の全児童694人に配布されました。



心のバリアフリーの

実現を目指して

地域とのつながりを

深めながら

山口県立田布施総合支援学校

校長

山中 順子

本校では、昨年度末より新型コロナウイルス感染症予防のため、臨時休業が続いています。子ども達は、障がいとあわせてさまざまな健康面の配慮が必要です。この原稿を町民の皆さまが読んでくださるころには全国や県で終息に向かい、学校が再開し、子ども達が元気に登校できていることを願いながら書いています。

本校の児童生徒は、岩国市・和木町から周南市までの広い地域から通学しています。通学バス、電車、自転車、保護者の送迎などさまざまな方法で通学しています。学習の方法もその子どもの障がいや体調に合わせて行い、将来は、社会で自分に合った仕事をしながらいきいきと暮らすことを目指しています。子ども達は、学校のある田布施町

と自分の住んでいるそれぞれの市や町で暮らしています。そして、どちらの地域も大切な存在です。

本校では、3年前からコミュニケーション・スクールになりました。この取組を通して、田布施町の皆さまにも学校に足を運んでいただく機会が増え、ご意見やアイデアをいただけるようになりました。これまで交流のある城南小学校、田布施中学校、田布施図書館の方や高等部の生徒が実習でお世話になっていて、事業所の方々、近隣の高等学校の皆さんとは、これからも交流し、新しい方とのつながりも育んでいきたいと考えています。

9月には、高等部が、旧田布施工業高校跡地に移転します。そこには地域交流室や喫茶室もできます。小中学校校舎には広い農園もあり空き教室の活用も考えています。ぜひこれを読んでくださった皆さまに田布施総合支援学校のよき理解者になっていただき、子ども達の成長と一緒に応援していただきたいと思います。よろしくお願います。

地域のかを学校に！

学習支援ボランティアバンク

社会教育課



『学習支援ボランティアバンク』をご存知ですか。

学習支援ボランティアバンクとは、保護者や地域および学校支援関係者を対象にボランティアでの学習支援を行う、登録制の教育支援組織のことをいいます。

町内各小、中、支援学校から応援要請があれば、学習支援ボランティアバンクに登録されている保護者や地域の方々や日常の授業に入り、先生方の支援と子ども達の学びをサポートしています。指導ではなく、助言やサポートです。支援に入っていたためボランティアマニアルはありますが、資格は不要です。学校からの応援要請



▲校外学習の引率支援

に対して都合のつく人が支援に入ります。『無理は禁物、出来る事を出来る時に参加を』と呼び掛けています。下表の支援メニューがありますが、利用頻度は学校によって違います。登録の際、支援できる内容や行く学校を選ぶことができます。

現在60人が登録しています。依頼などの連絡はメールを利用してありますが、電話やFAXを利用する人もおられます。

登録受付は、随時行っていますので、あなたも登録してみませんか。

内容、手続きなどの詳細はお問い合わせください。

◇問合せ先

田布施町教育委員会

社会教育課

☎ 52・5813

E-mail syakaikoiku@

town.tabuse.yamaguchi.jp

令和2年度学習支援のメニュー

・裁縫、ミシン補助	・音楽補助（合奏・合唱）
・調理の補助、食育補助	・菜園の畝作り補助
・工作補助、見守り	・体育見守り
・校外学習の引率、見守り	・英会話の補助
・校内環境美化整備	・算数〇つけ補助
・読み聞かせ、図書関係補助	・伝承遊び補助
・託児支援、見守り	その他（パソコン、着付け、点字）

子育て支援センター

おんとも

問たぶせ保育園 ☎53-1012

施設開放

- ・月～金曜日 午前9時～午後3時30分
(昼休み 午後0時15分～午後1時15分)
- ・土曜日 午前9時～午後0時15分
- 【月曜日から土曜日まで開放しています。】



『子育て支援センターおんとも』は、子育てサークルの開催や育児相談など子育て家庭へのいろいろな支援を行っています。

赤ちゃんサロン(7月行事) 午前10時～正午

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、お知らせしている内容を変更して実施する場合があります。

はいはい

H31.4.2以降生まれ対象

- 7日(火) 身体測定
- 14日(火) リトミック・誕生会
- 21日(火) 制作・水遊び
- 28日(火) 水遊び

よちよち

H30.4.2～H31.4.1生まれ対象

- 2日(木) 身体測定
- 9日(木) 制作遊び
- 16日(木) リトミック・誕生会
- 30日(木) プール遊び

すくすく

H29.4.2～H30.4.1生まれ対象

- 3日(金) 身体測定
- 10日(金) リトミック・誕生会
- 17日(金) 制作・プール遊び
- 31日(金) プール遊び

ご芳志

問社会福祉協議会

☎53・1103

(4月19日～5月18日受付分)

*社会福祉事業へ

匿名1件

*香典返し

石の口 原野誠司 母 孝子

波野市 福永玉江 母 君枝

*車椅子借用お礼として

匿名1件

*歩行器借用お礼として

匿名1件

*ベビーチェア

新町 箱崎亮太



俳句短歌

周防一夜会

桜もヒソヒソとさみしげにささやく
野仏の石の衣に花の流れる
野草を食べる春を食べる
杖の音が聴きたい お帰りと言ってやりたい
ひとのこころ眺めるように雲はながれる

麻郷俳句教室

白く立つ卵波や礁あるところ
せせらぎの音にはじまる菖蒲園
藤棚の虫にはむれる長き房
久々に登校する子村薄暑
廃校の小さき花壇や草若葉

短歌

戦死した人を偲んで歌いいたる
『港の見える丘』今も忘れじ
電話にて音階とくいに口ずさむ
孫のピアノの発表近し
雑木の次々新緑吹きてきて
山の胎動聞くごと四月
スーパームーン残れる明けの月の道
南風吹くのかさぎ波よぎる
新しきスイートホーム作りしか
土手の灘理にもぐら塚並む

甲斐 信子
藤井千恵子
國本英智郎
久光 良一
加治 紀子
曾我 欣行
田村 文代
播磨 春枝
岡 倫子
松根千代子
藤田 京子
河村美喜子
吉村 京子
上岡 知雄
弘兼 安雄

お知らせ

【田布施都市計画】の変更案の縦覧を行います

■期間 (土・日を除く)

6月12日(金)～26日(金)

■時間

午前8時30分～午後5時15分

■場所

山口県都市計画課、町建設課

■意見書の提出

町民や利害関係人は、都市計画区域マスタープランの変更案に対する意見書を提出することができます。

◆記述内容(様式は任意)

意見の趣旨、その理由、住所、氏名、電話番号

◆提出方法

持参または郵送で、山口県都市計画課に提出する

◆提出期限

6月26日(金)(必着)

◆意見書提出先

〒753・8501

山口市滝町1-1

山口県都市計画課

(宛名は山口県知事)

■問合せ先

◆山口県都市計画課

☎083・933・3733
◆町建設課
☎52・5807

【防災行政無線での緊急地震速報訓練】

緊急地震速報訓練

全国瞬時警報システム(J・ALERT)で送られてくる国

からの緊急情報が、町の防災行政無線から確実に放送されるかどうか、全国一斉に行われます。

◆問合せ先 総務課総務係

☎52・5802

【小・中学校の夏季休校について】

町では山口県の緊急事態宣言を受けて4月17日(金)～5月20日(水)の間、学校臨時休校にしたことにより、授業時数が不足しているため、田布施町教育委員会議において、学びの機会の保障の観点から、夏季休校期間を短縮することになりました。

◆夏季休校期間

8月8日(土)～23日(日)

◆問合せ先 学校教育課

☎52・5812

【特別障害者手当・障害児福祉手当額の改定】

特別障害者手当・障害児福祉手当の額が令和2年4月分から改定されます。

◆特別障害者手当(月額)

令和2年度 2万7350円

(旧2万7200円)

◆障害児福祉手当(月額)

令和2年度 1万4880円

(旧1万4790円)

◆問合せ先 町民福祉課福祉係

☎52・5810

【第70回社会を明るくする運動】

7月は『社会を明るくする運動』直りを支える地域のチカラ』の強調月間です。

法務省主催の『社会を明るくする運動』とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えましょう。

◆おしゃべりサロン

日時 7月15日(水)

午前10時～午前11時30分

◆場所 柳井市総合福祉センター2階

◆内容 プラ板でキーホルダーを作ろう

◆参加料 50円(材料費)

◆対象者 未就園児の親子15組

◆申込方法 電話で申し込む

◆申込期限 7月8日(水)

◆問合せ先 やないファミリー

☎083・922・1327

【令和2年度田布施町戦没者追悼式を中止します】

毎年7月に行っていました、戦没者追悼式は、新型コロナウイルスの集団感染などを考慮し、令和2年度は中止とします。

◆問合せ先 町民福祉課福祉係

☎52・5810

また、犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えましょう。そして、これらのことについて、地域社会の理解と協力の輪を広げましょう。

◆問合せ先 山口保護観察所

☎083・922・1327

以下は広告スペースです。「広報たぶせ」に掲載している内容とは関係ありません。

新築工事・リフォーム工事・ハウスクリーニング
合併浄化槽工事・下水道工事・水道工事
水廻りのトラブル、漏水調査、床修理補修など小さな事でもお任せ下さい。

おおみや
有限会社 大三也
OMIYA

TEL (0820) 52-3169 田布施町 麻郷588-15
E-mail:oomiyasetsubi2@ymail.plala.or.jp

全メーカー全車種トータル販売
新車・中古車 150台以上展示中
満足をしていただけるサービスを心がけております

オートプラザ
(株)大島商会
Auto Plaza

〒742-1514 熊毛郡田布施町別府国道沿
TEL. (0820) 55-5011
FAX. (0820) 55-5085 http://www.ap-oshima.com

・サポート・センター
☎ 23・0668

【日赤活動資金にご協力ください】

日本赤十字社は、災害時の医療救護活動、救急法や防災・減災講習などの普及、青少年やボランティアの育成、国際救援などの人道的活動を行っており、本町においても、自動体外式除細動器(AED)の設置、救援物資の備蓄などを行っています。

これらの活動は、皆さまからお寄せいただく活動資金に支えられています。

『人間のいのちと健康、尊厳を守る』赤十字活動へのご理解と活動資金へのご協力をお願いします。

◇日赤活動資金募集の取り扱いについて

4月の自治会回覧文書で、『日赤活動資金募集の取り扱いについて(5月29日までの納入)』をお願いしていました。が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年3月31日まで延長します。

◇問合せ先

・日本赤十字社田布施分区(町

民福祉課内)

☎ 52・5810

・日本赤十字社山口県支部

☎ 083・922・0102

【親子ふれあいのつどい

油谷青少年自然の家での海水浴

◇日時

8月2日(日)
午前9時～午後5時30分

(台風などで中止の場合は8月8日(土)に順延の可能性あり)

◇場所

山口県母子・父子福祉センター集合、油谷青少年自然の家

◇内容

油谷青少年自然の家のプライベートルームでの海水浴

◇対象者

山口県内在住のひとり親家庭(母子・父子)の親子(3歳以上高校生以下)

◇募集人数

20家族程度

◇参加費(1人あたり)

大人 500円
子ども 300円

◇申込方法

住所・参加者全員の氏名、ふりがな、年齢(8月2日現在)、子どもの学年および日中連絡のとれる電話番号を明記の

上、ハガキ・メールまたはFAXで申し込む

◇応募締切

7月20日(月)必着

※希望者多数の場合は抽選となり、抽選結果は7月22日(水)ごろにお知らせする予定です。

※新型コロナウイルス感染症防止のため、内容を変更する場合がありますのでご注意ください。

◇申込み・問合せ先

山口県母子・父子福祉センター
〒753・0054
山口市富田原町4・58
☎ 083・923・2490
FAX 083・923・2499
E-mail y-bosi-senter@tiara.ocn.ne.jp

相談

【新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について】

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者などに対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務大臣からメッセージが発

信されていますので、法務省のYouTubeチャンネル (<https://youtu.be/RYS00qCxo-0>) をご覧ください。

法務省の人権擁護機関では、

新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめなどの被害に遭った人からの人権相談を受け付けています。困った時は、1人で悩まず、私たちに相談してください。

◇子どもの人権 SOS e-mail のQRコード



◇相談先

・みんなの人権110番

☎ 0570・003・110

・子どもの人権110番

☎ 0120・007・110

・女性の人権ホットライン

☎ 0570・070・810

◇相談受付時間(平日のみ)

午前8時30分～午後5時15分

◇問合せ先

山口地方法務局 南支局

☎ 0834・28・0244

以下は広告スペースです。「広報たふせ」に掲載している内容とは関係ありません。

新築・リフォーム



塩谷建築

☎ 55-5715

熊毛郡田布施町別府1667

■ E-mail shioken1@clear.ocn.ne.jp

■ URL <http://shiotanikentiku.ec-net.jp/>

ケアマネで=す!

本町・居宅介護支援事業所

本町・行政書士事務所

任意後見、成年後見、
遺言・相続・死後事務委任・
尊厳死公正証書の相談

☎ 52-3193 下田布施618



【徳山年金事務所年金相談】

年金相談会を実施します。で、お気軽にご利用ください。

年金相談会は完全予約制となっておりますので、希望する人はご予約をお願いします。

また、今後の新型コロナウイルス感染症の影響で変更となる場合もあります。ホームページなどでご確認ください。

※役場での予約受付はできません。

◇日時 7月16日(木)

午前10時～午後4時

(正午～午後1時の間は除く)

◇場所 役場1階 保健室

◇持参品

- ・基礎年金番号のわかるもの(年金手帳・年金証書など)
- ・相談者本人の確認ができるもの(運転免許証など)

※代理人による相談の場合は『委任状』および『代理人本人の確認ができるもの』を持参してください。

◇予約受付期限 7月15日(水)

◇申込み・問合せ先

徳山年金事務所

☎0834・31・2152

※自動音声案内に従って『1』の後に『2』を押してください。

募集

【光地区消防組合採用試験(1次募集)を実施します】

光地区消防組合職員採用試験の1次募集を実施します。

住民の安全と安心の確保に向け、意欲と情熱のある皆さんの申し込みをお待ちしています。

◇試験日 9月20日(日)

◇会場

光地区消防組合消防本部

◇試験区分

- ・一般(上級、中級、初級)
- ・消防職員経験者枠(上級、中級、初級)

◇採用日

令和3年4月1日以降

◇申込期間

6月29日(月)～8月7日(金)

午後5時15分(当日消印有効)

◇問合せ先

光地区消防組合消防本部

☎0833・74・5601 総務課

※詳細は、光地区消防組合のホームページをご覧ください。

※郵送を希望する場合は、返信先を明記し140円切手を貼

付した封筒(A4が入るもの)を同封してください。

【放送大学山口学習センター入学生募集】

放送大学はインターネットやテレビによって学ぶことができます。山口県内では約530人の人が学んでいます。多彩な放送授業が約300科目あり、お好きな科目を1科目から選択できます。

皆さまもこの機会に生涯学習として、またご自身のキャリアアップ、資格取得を目指して学修してみませんか。学生同士の交流の場としても最適です。

◇10月入学出願受付

- ・第1回 6月10日(水)～8月31日(月)
- ・第2回 9月1日(火)～9月15日(火)

◇入学相談時間

午前10時～午後5時30分

(月曜日、祝日を除く)

※インターネットから『放送大学』を検索してください。

◇資料請求・問合せ先

放送大学山口学習センター

☎083・928・2501



柳井警察署だより

☎23-0110
http://www.police.pref.yamaguchi.jp/1040/index.html

梅雨時期の交通事故を防止しよう

雨の日が多い梅雨時期は、路面が濡れて滑りやすくなるほか、見通しや視界が悪くなるなど悪条件が重なるため、普段以上に慎重な運転が必要となります。

特に急発進、急ハンドル、急ブレーキなどの運転操作を行うと、車を制御できない横滑りが発生し、交通事故の原因となるので注意が必要です。

『うそ電話詐欺』被害防止のポイント

警察官や銀行協会の職員を名乗り

- ・キャッシュカードが偽造されているので、作り替える
- ・暗証番号を教えて
- ・職員がキャッシュカードを取りに(交換に)行くと言われたら、詐欺!警察に通報を!



田布施ライオンズクラブ

田布施中学校の生徒と教職員にマスクを寄贈

田布施ライオンズクラブから、田布施中学校の生徒 409 人および教職員 36 人に対し、1 人当たり約 20 枚ずつ、合計 9,000 枚のマスクが寄贈されました。

5 月 19 日（火）に中学校で贈呈式が行われ、田布施ライオンズクラブ（会長：城 英明さん、事業委員長：為重修治さん）から古田萌華さん（生徒会会長）、村田悠燿斗さん、小野紗知子さん（生徒会副会長）に手渡されました。

新型コロナウイルスの感染予防に必要なマスクの入手が困難な状況の中、学校再開時に子ども達が安心して授業に取り組めるようにとの願いが込められており、生徒会長の古田さん（3 年生）は「マスクがあると安心できます。充実した学校生活を送りたいです。」と謝意を伝えました。



寄贈されたマスク
(9,000 枚の内の一部)



■田布施ライオンズクラブの活動の紹介

これまで田布施ライオンズクラブの活動として町にいただいたものやその他行ってきた活動の一部を紹介します。

- ・新入学児童祝い品『生活科バッグ』を贈呈
(110 個 125,000 円相当)
※町内 4 小学校の新入学予定児童へ毎年贈っており、平成 16 年から継続しています。
- ・町内小中学生に『かもめーる』を贈呈
(1,130 枚 70,000 円相当)
※大切な人へ暑中見舞いを送るきっかけ作りとして令和元年に実施しています。
- ・夏休み期間ポスター募集『国際平和ポスターコンテスト』
(小学 6 年生対象)
※ライオンズ国際協会主催のコンテストで表彰されています。(平成 28 年から継続)
- ・その他、盲導犬学校キャラバンや移植医療講座などの開催

広報たぶせは『ユニバーサルデザインフォント』を使用しています。

人口と世帯

(5 月 1 日現在)



… 人口 …
15,110 人
(増減 +17 人)
… 男 …
7,221 人
… 女 …
7,889 人
… 世帯 …
7,042 世帯

休日納税（相談）窓口

6 月・7 月

滞納が続くと、納期から本税（料）納付までの経過日数に応じて延滞金が加算されます。督促手数料や延滞金を含めて完納とならない場合、滞納処分を受けることになります。

やむを得ず納期限までに納付できない事情のある人などの納付に関する相談もお受けします。

今月の納期

◇町県民税 (1 期)

■休日納税（相談）窓口（8:30～17:00）

6 月 28 日（日） 7 月 26 日（日）

◇納付場所 町役場 1 階 税務課窓口

◇対象および内容の問合せ先

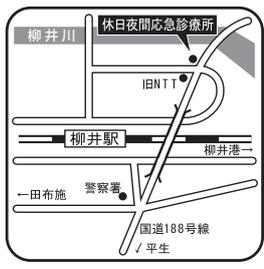
町県民税・固定資産税・軽自動車税
……………税務課 ☎ 52-5804
国民健康保険税
後期高齢者医療保険料・介護保険料
……………健康保険課 ☎ 52-5809
保育料および児童クラブ保育料
……………町民福祉課 ☎ 52-5810
町営住宅使用料および駐車場使用料
……………建設課 ☎ 52-5807
下水道受益者負担金
……………建設課 ☎ 52-5817

7月のカレンダー

- 省略文字
- 中公：中央公民館
 - 麻公：麻郷公民館
 - いきいき：高齢者いきいき館
 - 西公：西田布施公民館
 - 城公：城南公民館
 - 麻福：麻郷福祉会館
 - 東公：東田布施公民館
 - 里公：麻里府公民館
 - 中学：田布施中学校

1 (水)		16 (木)	◇お願い 現在新型コロナウイルス感染症の影響で血液が不足しています。多くの人のご協力をお願いします。
2 (木)		17 (金)	
3 (金)	■献血 9:30～11:30(ピクロス田布施店)	18 (土)	
4 (土)		19 (日)	
5 (日)		20 (月)	【心】
6 (月)		21 (火)	【心】
7 (火)	■健康・栄養相談(要予約) 10:00～11:30(いきいき)	22 (水)	■こころの相談(要予約) 13:30～15:00(西公)
8 (水)		23 (木)	
9 (木)		24 (金)	
10 (金)		25 (土)	
11 (土)		26 (日)	■詩情公園美化ボランティア 8:00～(地域交流館裏)
12 (日)		27 (月)	【困】
13 (月)		28 (火)	【心】
14 (火)		29 (水)	
15 (水)		30 (木)	
		31 (金)	

休日夜間応急診療所
(柳井市中央1-5-3)
◇連絡先(診療時間内)
☎ 22-9001



【困】 困りごと相談
日時 7月27日(月)
10:00～15:00
場所 中公1階和室
問 町民福祉課
☎ 52-5811

【心】 心配ごと相談
日時 毎週月曜日
10:00～12:00
(祝日・困りごと相談日除く)
場所 町社会福祉協議会
問 ☎ 53-1103

区分	診療日	診療時間
休日 昼間	日曜日・祝日	9:00～12:00 (受付 11:30まで)
	盆(8月15日) 年末年始(12月30日～1月3日) ※夜間診療はありません。	13:00～17:00 (受付 16:30まで)
平日 夜間	月～金曜日 ※土曜日の診療はありません。	19:00～22:00 (受付 21:30まで)

**田布施町
メール配信サービス**

QRコードを
読み取り、手
順に沿ってご
登録ください。

7月7日・22日に実施
予定の相談は予約が必要
となりますのでお問い合わせ
ください。
問 保健センター
☎ 52-4999